

北海道告示第10893号

北海道が令和6年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

また、次の表の左欄に掲げる事務又は事業に係る補助金等の交付の決定、補助金等の額の確定その他補助金等の交付に関する権限は、それぞれ同表の補助金等の交付に関する権限の委任欄に掲げる職にある者に委任する。

令和6年5月21日

北海道知事 鈴木 直道

(農政部所管分その14)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
1 農業生産工程管理推進事業 国際水準GAPの実施、農業教育機関及び農業者等の認証取得の拡大を推進するため、予算の範囲内で補助する。								
(1) GAP指導活動支援事業	農業協同組合連合会	国際水準GAPの推進のための取組に要する経費 (1) GAP指導活動の推進に係る取組	定額	農政第2号様式 農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 (申請者が市町村である場合を除く。) 別に定める様式	農政第2号様式 農政第29号様式 農政第31号様式 別に定める様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局(全道にわたり事業を行う広域事業者は、農政部食の安全・みどりの農業推進局食政策課)	総合振興局長又は振興局長	

(2) G A P 認証取得拡大支援事業	<p>(1) 農業の専門学科を有する教育機関</p> <p>(2) 農業者 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第3章に定める農事組合法人をいう。） 農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいう。） 農業協同組合 その他の農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めのある団体に限る。） その他、知事が支援の対象とすることが適当と認める者</p>	<p>国際水準G A P の認証取得のために必要な経費</p> <p>(1) 人材育成のための農業教育機関における認証取得等に係る取組</p> <p>(2) 地域のモデルとなる農業者等における認証取得等に係る取組</p>	<p>定額</p> <p>ただし、(2)の上 限額については 別記1のとおり</p>	<p>農政第2号様式 農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 （申請者が市町村である場合を除く。） 別に定める様式</p>	<p>農政第2号様式 農政第29号様式 農政第31号様式 別に定める様式</p>	<p>提出部数 1部</p> <p>提出期限 別に指示する日</p> <p>提出先 総合振興局又は振興局（全道にわたり事業を行う広域事業者は、農政部食の安全・みどりの農業推進局食品政策課）</p>	<p>総合振興局長又は振興局長</p>
----------------------	--	--	--	---	--	--	---------------------

(3) 畜産GAP指導活動 支援事業	畜産を営む者 農事組合法人（農 業協同組合法（昭 和22年法律第132 号）第3章に定め る農事組合法人を いう。） 農事組合法人以外 の農地所有 適格法人（農地法 （昭和27年法律第 229号）第2条第 3項に規定する法 人をいう。） 農業協同組合 その他の農業者の 組織する団体（代 表者の定めがあ り、かつ、組織及 び運営についての 規約の定めのある 団体に限る。） 株式会社又は持分 会社であって農業 （畜産を含む。） を主たる事業とし て営むもの 農業の専門学科を 有する教育機関 その他、知事が支 援の対象とすること が適当と認める 者	畜産GAPの推進のための取組に要する経 費 (1) 畜産GAPの認証取得の推進に係る取 組	定額	農政第2号様式 農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 （申請者が市町 村である場合を 除く。） 別に定める様式	農政第2号様式 農政第29号様式 農政第31号様式 別に定める様式	提出部数 1部 提出期限 別に指 示する 日 提出先 総合振 興局又 は振興 局（全 道にわ たり事 業を行 う広域 事業者 は、農 政部食 の安 全・み どりの 農業推 進局食 品政策 課）	総合振興局長又 は振興局長	
-----------------------	--	--	----	--	--	---	------------------	--

<p>(4) 畜産GAP認証取得 拡大支援事業</p>	<p>畜産を営む者 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第3章に定める農事組合法人をいう。） 農事組合法人以外の農地所有 適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいう。） 農業協同組合 その他の農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めのある団体に限る。） 株式会社又は持分会社であって農業（畜産を含む。）を主たる事業として営むもの 農業の専門学科を有する教育機関 その他、知事が支援の対象とすることが適当と認める者</p>	<p>畜産GAPの認証取得のために必要な経費 (1) 畜産GAP等の認証取得に係る取組</p>	<p>定額 ただし、(1)の上限額については別記2のとおり</p>	<p>農政第2号様式 農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 （申請者が市町村である場合を除く。） 別に定める様式</p>	<p>農政第2号様式 農政第29号様式 農政第31号様式 別に定める様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局（全道にわたり事業を行う広域事業者は、農政部食の安全・みどりの農業推進局食品政策課）</p>	<p>総合振興局長又は振興局長</p>	
---------------------------------	---	---	---------------------------------------	---	--	--	---------------------	--